

授業科目名	行政救済論	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	山下 義昭・木村 道也	単位数	2	開講年次	2 (19台以前)

授業科目の概要

違法な行政活動によって私人に権利・利益の侵害が生じた場合の救済手段、主として、行政不服申立て、抗告訴訟、当事者訴訟、国家賠償請求訴訟について学ぶ。特に、抗告訴訟については、訴訟事件、審理手続、判決の効力、仮救済等について、また、国家賠償請求訴訟については、国家賠償法1条および2条の成立要件、審理手続等について学ぶ。

到達目標

- (1) 行政活動に起因する紛争と、それに対応する救済手段を説明できる。
- (2) 行政不服申立ての基本構造と手続を説明できる。
- (3) 抗告訴訟および当事者訴訟について、訴えの提起から判決までの一連の手続、並びに、重要な論点を説明できる。
- (4) 国家賠償法に基づく損害賠償請求の要件および審理手続について説明できる。

成績評価基準および方法

定期試験および小テストの結果によって成績評価を行う。それぞれに対する評点の割合は、定期試験 70%、小テスト（合計）30%とする。成績評価は上記達成目標の達成度を基準として行う。

テキストおよび参考文献

櫻井敬子・橋本博之『行政法』〔第6版〕（弘文堂 2016年 ISBN 978-4-335-35797-8 3,300円）をテキストとして使用する。参考書として『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔第7版〕（有斐閣 2017年 ISBN 978-4-641-11535-4 2,300円；ISBN 978-4-641-11536-1 2,300円）を用いる。また、その他必要な資料は事前にコピーを配布する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

この授業は、主として、講義形式で行う。また、学生の理解度および問題意識確認のため、小テストを実施する。教科書等の予習の範囲については事前にアサインメントおよび設例課題を配付して指示する。受講者は事前にアサインメントおよび設例課題で示された事項を十分予習しているものとして授業を進める。授業では、予習により容易に理解できるはずのことについて改めて説明せず、設例課題の検討、予習内容の確認、訂正、補充説明、掘り下げ・発展を中心として行う。毎週授業後（当日が望ましい）授業内容の復習をすること。予習時間の目安は3時間程度、復習時間は1時間程度。

授業計画および内容等

第1回	国家賠償法1条(1)	国賠1条の責任の性質、責任の成立要件（公権力の行使、故意・過失、違法性等）につき検討する。
第2回	国家賠償法1条(2)	国賠1条に関する法解釈上の問題、例えば、司法行為、立法行為と国賠法上の違法性、規制権限の不行使と違法性等の問題を、判例を素材として、検討する。
第3回	国家賠償法2条	国賠2条の責任の性質、責任の成立要件（公の営造物、設置管理の瑕疵）に関する法解釈上の問題を、判例を素材として、検討する。また、民法の適用に関する問題も取り扱う。
第4回	損失補償	損失補償の意義、根拠、憲法29条3項の解釈について概説した上で、判例を素材にして、損失補償の要否の決定基準、損失補償の程度について検討する。

第5回	行政不服申立て(1)	不服立ての意義、不服申立事項、不服申立ての種類、相互の関係、不服申立ての要件、行政庁の教示義務および教示を誤った場合の救済等についての理解を図る。
第6回	行政不服申立て(2)	不服審査における書面主義・職権主義の原則、職権証拠調べの原則および当事者の権利（申立人・参加人の証拠提出権、証拠調べに立ち会う権利、証拠調べの発動を促す権利、提出物件の閲覧請求権等）、執行停止制度、裁決の種類および効力についての理解を図る。
第7回	行政訴訟の種類と構造	行政事件訴訟法が定める行政事件訴訟の類型（抗告訴訟、当事者訴訟、機関訴訟・民衆訴訟）とその特徴について検討する。
第8回	取消訴訟(1)	取消訴訟の性質（確認訴訟、給付訴訟、形成訴訟のどれに当たるか）、取消訴訟の訴訟物、原処分主義についての理解を図る。
第9回	取消訴訟(2)	出訴期間、不服申立前置、処分性、原告適格、訴えの利益（狭義）、被告適格、管轄裁判所等、主要な訴訟要件について、その意義、解釈上の問題点につき理解させる。
第10回	取消訴訟(3)	民事訴訟における弁論主義を概観した上で、取消訴訟における職権証拠調べ、主張責任、立証責任、文書提出命令、主張制限等に関する法解釈上の問題の理解を図る。
第11回	取消訴訟(4)	仮救済としての執行停止制度について概観する。その上で、執行不停止の原則と例外的な執行停止、執行停止の要件、執行停止の内容と効果、執行停止の限界、内閣総理大臣の異議等法解釈上の問題を検討する。
第12回	取消訴訟(5)	判決一般に関する知識を前提として、違法判断の基準時、事情判決、取消判決の効力（形成力、第三者効、既判力、拘束力）、取消判決の既判力の及ぶ範囲等に関する法解釈上の問題を検討する。
第13回	取消訴訟以外の抗告訴訟(1)	判例をふまえて、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟について理解を図る。
第14回	取消訴訟以外の抗告訴訟(2)	判例をふまえて、義務付け訴訟、差止訴訟について理解を図る。
第15回	当事者訴訟	判例をふまえて、当事者訴訟の訴訟要件、抗告訴訟との関係等についての理解を図る。
関連 URL		
備考欄		